

香港占領地総督部の設置と占領統治方針

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

前回(本誌5月号)の(9)の最後に示したとおり、香港占領から1カ月が経とうという1942年1月19日に香港占領地総督部が設置され、翌月には軍政庁の業務を引き継いで占領政策の遂行を担うにいたった。

香港占領地総督部の初代総督に就任した磯谷廉介は、1904年に陸軍士官学校卒業、日露戦争に従軍後、1915年には陸軍大学校を卒業した、いわゆる「陸軍エリート」であり、かつ、1916年に広東に駐在した経験を皮切りに、1928年には第三師団司令部付・青島機関長、1935年には在中国大使館付武官を経て、1938年には関東軍参謀長となるなど、日本軍の中国進出に継続的にかかわっていた人物であった。⁽¹⁾

香港占領地総督部が占領政策を担うこととなった1942年2月20日に、磯谷は総督部内に向けて「訓示」を、外部に向けて「告諭」をそれぞれ発している。⁽²⁾まず、「訓示」では、占領政策の方針について、以下のように述べている。

若シ夫レー挙一動皇軍タリ皇民タルノ名ニ違ハス無言ノ
裡ニ庶民ヲ薫化センカ自ラ普ク皇化ヲ謳歌セシムヘク尚
又庶民ノ慣習ヲ究メ憐憫ニ接シ漸クク之ヲ馴致セハ彼
等自ラ其悪習ヲ脱シ皇風ニ同化スルニ到ルヘシ

また、「告諭」では、以下のような占領方針が述べられている。

願フニ万民永遠ノ幸寧福祉ハ必ス大東亜戦争完勝ノ後ニ
来ル可キヲ以テ此地住民タル者自重耐忍克ク聖戦ノ目的
ヲ理解シ得シ淫逸ヲ戒メ放恣ヲ慎ミ皇道治下ニ感奮シテ
時局ニ貢献センコトヲ期スヘシ

非常に抽象的な表現が並ぶが、そもそも「陸軍エリート」である磯谷が初代総督に就任したことにも象徴されているように、組織上は民政的な装いが準備されながら軍政の継続(「皇軍」による統治、「大東亜戦争」が継続中であるという「時局」)が意識されている。実際に、1942年2月20日に発布された「香督命(香港占領地総督部命令)第一号」の第一項に、「予ハ香港占領地総督管区(旧英領及租借地)ヲ防衛シ又同管区ノ軍政ヲ施行セントス」と定められ、軍政の継続が宣言されている。⁽³⁾

ただし、そうした軍政下での占領統治にあって、「皇風ニ同化」することを目的に「庶民ノ慣習ヲ究メ」ること、かつ「此地住民タル者」に「自重耐忍」を求めていることから、本連載の(7)などで見てきたような、日本の植民地統治政策とのつながり、すなわち1930年代以降に強化されてきた現地住民への「馴致」と「同化」が、香港占領においても進められようとしていたことがわかる。

なお、この「告諭」は中国語版が作成されている。⁽⁴⁾

香港占領地総督部の設置にともない、統治機構も整備された。小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』によれば、総督部内の機構は以下のとおりである。⁽⁵⁾

総督のもとに総務長官と参謀部がおかれ、また総督の諮問機関として華人代表会と華民各界協議会が設置された。総務長官のもとには民治、財政、交通、経済、報道、管理、外事の七部局が置かれ、参謀部のもとには香港防衛隊と香港憲兵隊、香港警察(のち独立組織となる)が配置された。

このうち、「華人代表会」や「華民各界協議会」といった組織については、それぞれ香督令(香港占領地総督部令)第10号「華民代表会規程」、同第11号「香港華民各界協議会規程」というものがあり、目的規定である各規程の第1条には、それぞれ以下のとおりに定められている。⁽⁶⁾

香督令第10号第1条「香港占領地総督部華民代表會(以下簡稱為華民代表會)在香港占領地總督(以下簡稱為總督)監督之下應總督之諮詢開陳關於香港占領地中國人政務之意見華民代表會得向總督建議關於中國人之施政重要事項」

香督令第11号第1条「爲使香港占領地關於中國人政務之運行圓滑起見設置香港華民各界協議會(以下單稱為各界協議會)各界協議會在華民代表會指導之下對總督部行政機關之華人政務予以協力且得開陳意見供當局之參考」

それぞれ、総督の諮問機関としての「華民代表会」、および「華民代表会」の諮問機関としての「香港華民各界協議会」という位置づけが与えられている。これらは、前回の(9)で触れたとおり、香港軍政庁下に設置された「善後委員会」の役割を引き継ぐものであり、香港各地に設置された「区政連絡所」とともに、現地の人々を「日本」という枠組みのなかに取り込み、統治体制のなかにも組み込んでいくという、香港占領までに蓄積されていた日本による植民地統治の経験が活かされているといえよう。

いわば、香港占領からわずか2カ月足らずでこうした「行政組織」を構築しえたのは、日本の統治政策上、すでに植民地統治の基本的なフォーマットができあがっていたからだだと捉えることができるだろう。

[註]

- (1) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』、第2版(東京大学出版会、2005年)、19頁。
- (2) 以下、引用はいずれも香港占領地総督部「訓示・告諭」(防衛省防衛研究所蔵『磯谷廉介中将資料 其3』)所収。
- (3) 「香港占領地総督部命令」(国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵)。
- (4) 香港占領地総督部公佈《香督令特輯》(亞洲商報社、1943年)。
- (5) 小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』(社会評論社、1996年)、78頁。
- (6) 前掲《香督令特輯》所収。